資料１

（仮称）門真市子ども・子育て支援事業計画の策定スキーム

Ⅰ　子ども・子育て支援新制度に基づく新計画策定にあたって

１　社会的背景

○急速な少子化の進行
○子育ての孤立感と負担感の増加
○深刻な待機児童問題
○子ども・子育て支援が質・量ともに不足
○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
○放課後児童クラブの不足「小１の壁」
○M字カーブ（３０歳代で低い女性の労働力率）
○質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
○子育て支援の制度・財源の縦割り
○地域の実情に応じた提供対策が不十分

２　子ども・子育て関連３法の方向性

①質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
③地域の子ども・子育て支援の充実

４　門真市第５次総合計画における子育て支援の方向性

基本目標２　将来を担う子どもが育つ　教育力のあるまち
第１節　安心して産み、育てることができる子育て支援のまちをつくります
第２節　心豊かでたくましい子どもを育むまちをつくります

【関連計画における子育て支援の方向性】
○第２期地域福祉計画　○幼児教育基本計画
○第２次障害者計画　○第３期障がい福祉計画
○健康増進・食育推進計画　○第２次かどま男女共同参画プラン
○生涯学習推進基本計画　など

３　子ども・子育て支援法に基づく基本指針

第一　子ども・子育て支援の意義に関する事項
○子どもの育ち及び子育てをめぐる環境　○子どもの育ちに関する理念
○子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義　○社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

第二　教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
○教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方
○子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働

第三　子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
○子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
○市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項、任意記載事項
○都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項、任意記載事項

第四　児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

第五　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

第六　その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

Ⅱ　次世代育成支援行動計画を踏襲した新計画の策定方針

５　門真市次世代育成支援行動計画＜後期＞

基本理念：子どもがいつまでも住み続け、自らも子育てをしたいと思える元気なまちをめざして

基本的な視点
①子どもの視点　②次代の親づくりという視点
③サービス利用者の視点　④社会全体による支援の視点
⑤すべての子どもと家庭への支援の視点
⑥地域における社会資源の効果的な活用の視点
⑦サービスの質の視点　⑧地域特性の視点
⑨仕事と生活の調和の実現の視点

基本目標・施策の方向

１　子育て支援サービス	(1) 子育て支援の充実 (2) 保育サービスの充実 (3) 放課後の居場所づくり
２　保健・医療体制	(1) 健やか育児の支援と母子の健康の保持・増進 (2) 乳幼児期からの食育の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児医療・予防の充実
３　子どもの教育環境	(1) 次代の親の育成 (2) 就労に対する意識啓発や職業訓練の実施 (3) 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の充実 (4) 家庭や地域の教育力の向上 (5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
４　子育てを支援する生活環境	(1) 良質な居住環境の確保 (2) 安心して外出できる環境の整備 (3) 安全・安心のまちづくりの推進等
５　仕事と生活の調和（ﾜｰｸ・ﾗｲﾌ・ﾊﾞﾗﾝｽ）	(1) 男性も含めた仕事と家庭・地域生活の調和推進 (2) 仕事と子育ての両立の推進 (3) 父親の育児参加の推進
６　子ども等の安全の確保	(1) 子どもを交通事故から守るための活動の推進 (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (3) 被害に遭った子どもの保護の推進
７　援助の必要な家庭への支援	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3) 障がいのある児童とその家庭への支援の充実
８　地域で支える子育て支援	(1) 地域における子育て支援ネットワークづくり (2) 地域高齢者等との世代間交流の推進

６　門真市の子ども・子育てを取り巻く現状・課題

・人口数の減少
・児童数の減少
・低水準にある合計特殊出生率
・転入を上回る転出人数

・子育て支援サービスの周知
・多様なニーズに合わせた保育提供策・提供量の検討
・就学により途切れない子どもの預かり体制の整備
・経済的支援の充実

・母子保健の充実
・リスクを抱える妊婦への支援体制の整備

・幼児期からの生きる力を育む教育の充実
・家庭、地域、学校が一体となった教育環境づくり

・子どもとともに定住できるまちづくり
・子どもの安全を確保するまちづくり

・ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発
・女性の社会進出を支援する環境整備

・大人も含めた交通安全意識の向上
・地域ぐるみの防犯に向けた環境づくり

・増加する児童虐待を防止するための連携体制強化
・ひとり親家庭の自立を促す関係機関との連携強化
・障がい児が身近な地域で支援を受けることのできる体制づくり

・自主的な地域子育て活動の促進
・世代間交流のための場や機会の充実

７　（仮称）門真市子ども・子育て支援事業計画（案）　※イメージとして掲載

策定方針
・子ども・子育て支援法第 77 条第１項に基づく、市町村行動計画
・27 年度から 31 年度までの５か年の計画

【記載内容項目（案）】
①多様な子育て支援サービスの環境整備
②子育ての悩みや不安への対応
③放課後児童の健全育成
④子育て家庭への経済的支援
⑤母子保健の充実
⑥就学前教育・保育の提供
⑦幼・保・小の連携
⑧子どもが安全・安心に過ごせるまちづくり
⑨仕事と子育ての両立のための環境整備
⑩児童虐待への対応
⑪社会的援護・配慮が必要な子どもへの支援
⑫ひとり親家庭の自立支援の推進
⑬地域で支える子育て支援

【検討の流れ】

（１）教育・保育、地域子育て支援事業の量の見込みを検討
・各年度における幼児期の学校教育・保育の量
・以下地域子ども・子育て支援事業の見込み量
①利用者支援　②地域子育て支援拠点事業
③妊婦健診　④乳児家庭全戸訪問事業
⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
⑥子育て短期支援事業
⑦ファミリー・サポート・センター事業
⑧一時預かり　⑨延長保育事業
⑩病児・病後児保育事業　⑪放課後児童クラブ
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

（２）量の見込みに対する確保策等を検討
・教育・保育提供区域の設定
・実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
・実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

（３）その他必要な取組について検討
・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育
・労働者の職業生活と家庭生活との両立の推進
・児童虐待防止対策の充実
・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進　など

計画策定